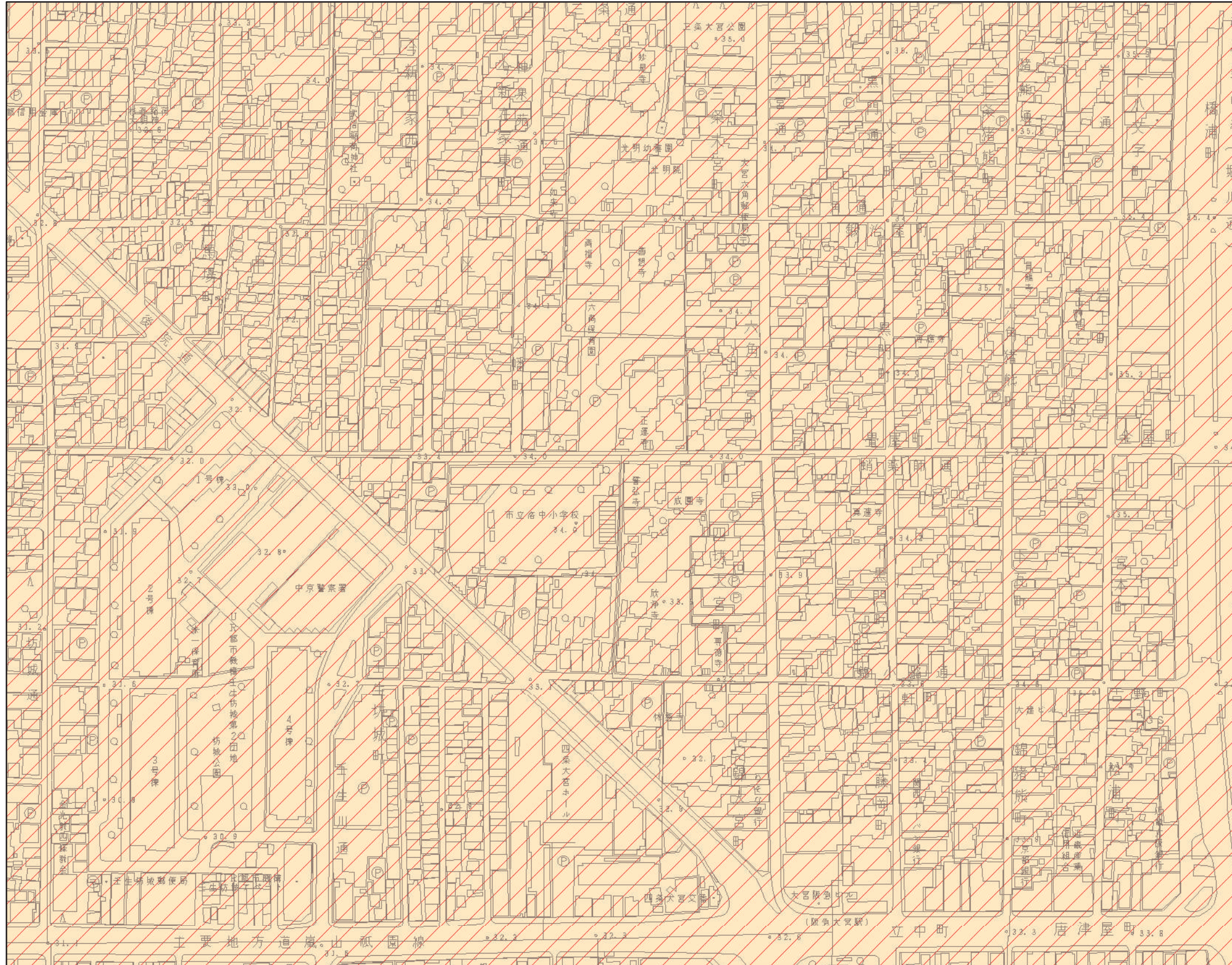
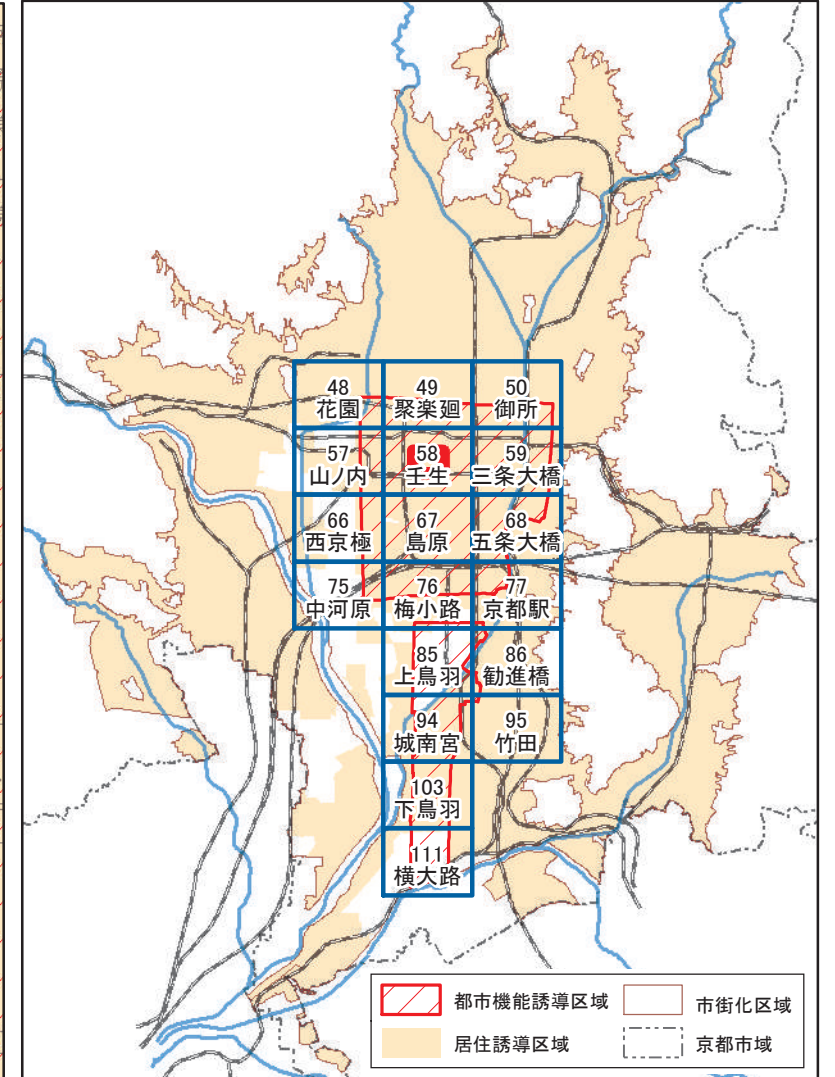


58 壬生 (5/9)



凡例

-  都市機能誘導区域
-  居住誘導区域



(注)

◆居住誘導区域について

居住誘導区域は「市街化区域の全域」のうち、

- ア 工業地域
- イ 工業専用地域
- ウ 土砂災害特別警戒区域
- エ 急傾斜地崩壊危険区域

を除く全ての区域です。

ウ及びエの区域については、図示することが困難なため、表示していません。

ウの詳細は、京都府マルチハザード情報提供システムで、エの詳細は、京都府京都土木事務所又は京都府乙訓土木事務所で確認してください。